

処 分 基 準

令和7年3月7日作成

法 令 名：福岡県風俗案内業の規制に関する条例
根 拠 条 項：第16条第2項
処 分 の 概 要：風俗案内業の廃止命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 福岡県風俗案内業の規制に関する条例第4条（欠格事由）
処 分 基 準： 福岡県風俗案内業の規制に関する条例第4条各号のいずれかに該当する場合には、 事業の廃止を命ずることとする。
問 合 せ 先：事業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は 警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3185
備 考：